

課長	主幹	グループリーダー	グループ員

交通安全施設設置等要望書

年 月 日

江南市長

区・町名 _____ 電話番号 _____

区長・町総代氏名 _____ (印)

この度、当区・町において下記の内容を関係者の承諾を得て要望をいたします。

記

① 市・県が所管する交通安全施設（該当する項目の□にレ点をしてください）

交通安全施設	内容	その他（内容を具体的に記入下さい）	優先順位（市所管）
<input type="checkbox"/> 道路照明灯	<input type="checkbox"/> 新設		道路照明灯と道路反射鏡の新設の場合にご記入下さい。 _____ 位
<input type="checkbox"/> 道路反射鏡	<input type="checkbox"/> 修繕		
<input type="checkbox"/> 道路標示	<input type="checkbox"/> 移設		
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 廃止		

② 江南警察署（公安委員会）が所管する交通規制関係（該当する項目の□にレ点をしてください）

交通規制関係（県警察等所管）	内容	その他（内容を具体的に記入下さい）
<input type="checkbox"/> 一時停止（道路標示・標識）	<input type="checkbox"/> 新設	
<input type="checkbox"/> 横断歩道（道路標示・標識）	<input type="checkbox"/> 修繕	
<input type="checkbox"/> 信号機（矢印・歩行者用）	<input type="checkbox"/> 移設	
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 廃止	

③ 場所 別紙図面のとおり

④ 要望理由

注意事項

- ※ 要望書は、箇所ごとに1枚ずつ提出していただき、各区・町ごとに優先順位をつけて、6月末までに提出してください（7月以降の提出も逐次受付いたしますが、優先順位の入れ替えは難しくなります。）。
- ※ 交通安全施設の新規設置の場合は、付近住民の方の了解を得ていることが必要となり、私有地となる場合は、承諾書が必要となります。
- ※ 一時停止や横断歩道、信号機等については県警察などの所管となりますが、市への提出も可能です。その場合、市から江南警察署へ提出いたします。
交通規制などを新規に行う場合には地元の総意が必要となります。